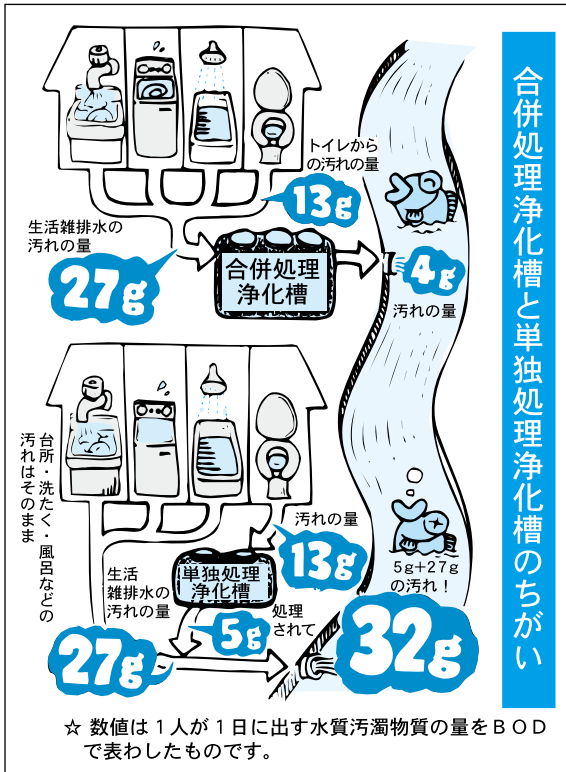


# ご利用ください 合併処理浄化槽 設置に補助金

## 4月1日(水)から申請書受付中

市では、生活排水による河川などの水質汚濁を防止するため、「合併処理浄化槽」の補助金交付制度を設けています。

「合併処理浄化槽」とは、家庭から排出される「し尿」「生活雑排水（台所・風呂・洗濯水等）」を併せて処理する浄化槽です。浄化槽法の改正により、平成13年4月1日以降は、「合併処理浄化槽」の設置が義務づけられ、「単独浄化槽」は設置できません。平成21年度中に設置し、補助金の交付を希望される方は、平成21年4月1日（水）から申し込み順に申請書の受付をいたしていただきますのでお申し込みください。



### 人槽区分と補助金の額

130㎡未満 →小家族住宅用 (5人槽相当)	15万円
130㎡以上 →普通住宅用 (7人槽相当)	18万円
台所および浴室が2カ所以上 →二世帯・大家族住宅用 (10人槽相当)	21万円

補助金交付申請等詳しいことは、市都市整備課下水道室（市役所2階 ☎32・3957）まで。



### 浄化槽設置者の皆さんへ 浄化槽は維持管理が 大切です！

浄化槽は、微生物の働きを利用して汚水処理する装置ですから、微生物が活動しやすい環境を保持するように維持管理をすることが大切です。

浄化槽の維持管理は、保守点検、清掃、検査に分かれますが、浄化槽法で定期的の実施することが義務づけられています。

- 保守点検は登録業者に  
保守点検は機械の点検、補修や消毒剤の補給などを行います。
- 清掃は市の許可業者に  
槽内に溜まった汚泥などを抜

き取るのが清掃ですが、これは市の許可を受けた浄化槽清掃業者が行うことになっていきますので、許可業者に委託してください。

○指定検査機関の定期検査を受けてください  
使用開始後3〜8カ月間と、その後は一年に一回県指定の検査機関（徳島県環境技術センター ☎088・636・1234）の検査を受けなければなりません。浄化槽法で義務づけられています。

○専門業者と委託契約を結びましょう  
維持管理は、あらかじめ専門業者と委託契約を結んでおけば、定期的に実施してもらえますので面倒な事はありません。保守点検、清掃を行わず、未管理のまま放置すると浄化槽本来の機能が発揮されず、水質汚濁の原因となります。

## 電気式生ごみ処理機 購入者に補助金を!!

小松島市ではごみの減量化対策の一環として、電気式生ごみ処理機の購入者に補助金を交付します。平成21年度中に電気式生ごみ処理機を購入し、補助金の交付を希望する人は、市環境衛生センターへお申し込みください。

### 補助金の交付条件など

- ①微生物あるいは電気力を利用して生ごみの減量化等を図る製品が対象です。（製造メーカーや形式等は問いません）
- ②小松島市民であり、小松島市内の取り扱い店で電気式生ごみ処理機を購入すること。
- ③補助金額は購入価格の1/2（1

／2の額が2万円を超える場合は2万円）

- ④申請に必要なもの  
▼申請書（環境衛生センターにあります）  
▼印鑑  
▼購入価格の入ったカタログまたは見積書  
▼購入者宅の位置図
- ⑤受け付けは、4月6日（月）からはじめます。  
なお、受け付けは申し込み順といたします。  
詳しいことは、市環境衛生センター ☎32・8290 まで。